

皆さんで特定事務受任者への宅地建物取引士の登用を実現しましょう！

「特定事務受任者への宅地建物取引士の 登用実現に向けた署名活動」ご協力のお願い



9人目の士業に！

「特定事務受任者」とは、士業に認められている資格で、依頼者（売主等）の代理で住民票や戸籍等の公的証明書が取得できる資格です。現在、「弁護士」、「司法書士」、「行政書士」、「社会保険労務士」、「税理士」、「弁理士」、「土地家屋調査士」、「海事代理士」の8士業に認められています。

宅地建物取引士がこの「特定事務受任者」に登用されれば、宅地建物取引士・従業員証明書の提示及び職務上請求書※の提出で、依頼者（売主等）の代わりに住民票や戸籍等の公的証明書の取得が可能になります。

※職務上請求書とは、職務を遂行するに際して戸籍謄本等・住民票の写し等を取得する必要がある場合に、その使用が認められる請求書です。この請求書を使用することで、戸籍謄本等・住民票の写し等の交付請求を行政庁に行うことができます。

（登用実現を目指すメリット・目的）

宅地建物取引士が特定事務受任者の9人目の士業となった場合、上記8士業のように職務上請求を行うことができるようになります。このことにより、「弁護士」、「司法書士」、「行政書士」、「社会保険労務士」、「税理士」、「弁理士」、「土地家屋調査士」、「海事代理士」の8士業に「宅地建物取引士」が加わることで、社会的信用の向上が見込まれます。

また、特定事務受任者に登用が実現した後の話となりますが、現在、職務上請求が行える公的文書の範囲（住民票や戸籍等にとどまる）を拡張していけるよう、宅建政治連盟として新しい活動を行っていきたいと考えています。この活動により、我々の業務に必要な固定資産税評価証明書や給水装置図面等の文書や図面も請求できるように国に働きかけ、宅地建物取引士の業務遂行の円滑化を図っていきたいと考えています。

宅地建物取引士の地位向上、そして将来の業務遂行の円滑化のために、是非皆様のご署名のご協力をよろしくお願いいたします！ **裏面：署名用紙をご利用ください。**



<http://fukuseiren.jp/index.html>

署名用紙は、福岡県宅建政治連盟のHPからもダウンロード可能です！